

【許可期間】

広告物等の種類	許可期間
A. はり紙、はり札、立看板、アドバルーンその他これらに類する簡易なもの	60日以内
B. 広告幕	1年以内
C. 「A・B」に挙げる種類以外の広告物等	2年以内

【許可申請手数料】 ※「s」は表示面積

広告物等の種別		単位	金額
はり紙		100枚	240円
はり札		1枚	50円
立看板		1個	120円
電柱等を利用する広告物		1個	240円
停留所標識を利用する広告物		1個	120円
消火栓標識を利用する広告物		1個	240円
広告幕		1枚	480円
旗及びのぼり		1個	120円
アドバルーン		1個	480円
広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの	照明装置を使用しないもの	$s < 1 \text{ m}^2$	1個 120円
		$1 \text{ m}^2 \leq s < 5 \text{ m}^2$	1個 300円
		$5 \text{ m}^2 \leq s < 10 \text{ m}^2$	1個 600円
		$10 \text{ m}^2 \leq s < 20 \text{ m}^2$	1個 1,200円
		$20 \text{ m}^2 \leq s < 30 \text{ m}^2$	1個 2,400円
		$30 \text{ m}^2 \leq s < 40 \text{ m}^2$	1個 3,600円
		$40 \text{ m}^2 \leq s < 50 \text{ m}^2$	1個 4,800円
		$50 \text{ m}^2 \leq s$	1個 6,000円
	照明装置を使用するもの	$s < 3 \text{ m}^2$	1個 1,200円
		$3 \text{ m}^2 \leq s < 10 \text{ m}^2$	1個 2,400円
		$10 \text{ m}^2 \leq s < 30 \text{ m}^2$	1個 4,800円
		$30 \text{ m}^2 \leq s < 50 \text{ m}^2$	1個 7,100円
		$50 \text{ m}^2 \leq s$	1個 9,500円

※はり紙の枚数の100枚未満は100枚として計算する

Ⅲ 広告物の適正な管理

1. 表示者の管理義務

広告物の表示者は、補修等必要な管理を怠らず、常に良好な状態を維持する必要があります。

なお、広告物には許可が不要なもの（適用除外等）もありますが、許可の有無にかかわらず表示者が安全管理を行う必要があります。

2. 管理者の設置

許可を受けて表示する広告物等には、管理者を置く必要があります。

しかし次のいずれかに該当する場合、管理者の設置が不要になります。

【管理者の設置が不要となる広告物】

<input type="checkbox"/> はり紙、はり札等、広告旗、立看板等
<input type="checkbox"/> 広告物等の表示面積が 10 m ² 以下、かつ、高さが 4 m以下のもの
<input type="checkbox"/> その他市長が適当と認めるもの

管理者を設置する場合、次のいずれかの方法で届け出てください。

【管理者（設置）の届出方法】

<input type="checkbox"/> 屋外広告物許可（確認）申請書（様式第 1 号）の管理者欄
<input type="checkbox"/> 屋外広告物管理者設置（変更・廃止）届出書（様式第 8 号）

3. 管理者の要件

管理者は、広告物の落下等の危害の未然防止に努めるため、

屋外広告士などの広告物に関する知識を有する人でなければなりません。

【管理者に必要な資格】

<input type="checkbox"/> 屋外広告士
<input type="checkbox"/> 建築士
<input type="checkbox"/> 電気工事士
<input type="checkbox"/> 電気主任技術者
<input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者（広告美術仕上げ、帆布製品製造取付けに係るもの）
<input type="checkbox"/> 技能検定合格者（広告美術仕上げ、帆布製品製造取付けに係るもの）
<input type="checkbox"/> 職業訓練修了者（広告美術仕上げ、帆布製品製造取付けに係るもの）
<input type="checkbox"/> 屋外広告物点検技能講習修了者

4. 表示者・管理者の変更

次のいずれかに該当する場合、指定する方法で届け出てください。

【届出内容・方法】

届出内容		届出方法
<input type="checkbox"/> 管理者の変更	→	屋外広告物管理者設置（変更・廃止）届出書（様式第8号） 屋外広告物許可（確認）更新申請書（様式第3号）の管理者欄
<input type="checkbox"/> 表示者（設置者）の変更	→	屋外広告物（表示者・設置者）変更届出書（様式第9号）
<input type="checkbox"/> 表示者（設置者）・管理者の 住所・名称を変更	→	屋外広告物表示者氏名等変更届出書（様式第10号）

5. 点検報告の義務

許可期間満了後も引き続き表示したい場合、更新許可申請をする必要があります。その際、倒壊・落下のおそれ等の安全性について点検し報告する必要があります。点検時に異常が見つかった場合、速やかに必要な処置を行ってください。

【安全点検の内容（例）】

点検項目		点検内容
<input type="checkbox"/> 主要部材の変形・腐食	→	広告物自体が変形・腐食していないか
<input type="checkbox"/> 取付（支持）部分の変形・腐食	→	建物等との接合部が損傷・腐食していないか
<input type="checkbox"/> ボルト・ビス等のさび	→	ボルト・ビス等のゆるみ・さび等がないか
<input type="checkbox"/> 表示面の汚染・変色・はく離	→	表示面が汚れていないか
<input type="checkbox"/> 表示面の破損	→	表示面が割れたりしていないか
<input type="checkbox"/> その他に点検した箇所	→	基礎部分、照明器具等の確認など

6. 屋外広告物を除却したとき

広告物の表示者等は、次のいずれかの場合、速やかに広告物を除却してください。許可等を受けた広告物については、「屋外広告物除却届出書（様式第12号）」を提出してください。

【除却が必要な場合】

<input type="checkbox"/> 許可等の期間が満了したとき
<input type="checkbox"/> 表示・設置の必要がなくなったとき
<input type="checkbox"/> 許可等が取り消されたとき
<input type="checkbox"/> （許可が不要なもので）表示期間・設置期間が満了したとき

※広告物が滅失したときは、「屋外広告物滅失届出書（様式第11号）」を提出してください。